変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月26日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	札幌市難病情報システム、中間サーバー・プラットフォーム、 システム基盤（市中間サーバー、団体内統合宛名）	札幌市難病情報システム、中間サーバー・プラットフォーム、 システム基盤（市中間サーバー、団体内統合宛名、個人基本、税宛名）	事前	
平成30年3月26日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用	番号法第9条第1項　別表第一の98の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条	番号法第9条第1項　別表第一の98の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例	事前	
平成30年3月26日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進担当課長　石川　奈津江	健康企画課長　江連　英夫	事後	人事異動による記載の変更のため、重要な変更に当たらない
平成31年3月7日	Ⅰ－1②事務の概要	根拠法である「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」）」に基づき、国が指定する難病の患者に対し、特定個人情報ファイルを用い、特定医療費の支給に関する事務（主として以下の事務）を行う。 難病法では、大都市特例として、都道府県から指定都市への権限移譲が規定されていることから、平成30年4月（実質的には準備期間である平成30年1月（予定））より、札幌市が当該事務を実施する。 ①特定医療費（指定難病）受給者証に係る申請の受理、審査及び認定に関する事務 ②特定医療費（指定難病）受給者証に係る氏名、居住地等を変更したときの届出の受理、審査及び応答 　に関する事務 ③特定医療費の審査及び支払に関する事務	根拠法である「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」）」に基づき、国が指定する難病の患者に対し、特定個人情報ファイルを用い、特定医療費の支給に関する事務（主として以下の事務）を行う。 難病法の大都市特例により、平成30年4月より、札幌市が当該事務を実施。 ①特定医療費（指定難病）受給者証に係る申請の受理、審査及び認定に関する事務 ②特定医療費（指定難病）受給者証に係る氏名、居住地等を変更したときの届出の受理、審査及び応答 　に関する事務 ③特定医療費の審査及び支払に関する事務	事後	時点修正
平成31年3月7日	Ⅰ－5②所属長の役職名	健康企画課長　江連　英夫	健康企画課長	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらない
平成31年3月7日	Ⅰ－8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目　WEST19ビル3階 札幌市保健福祉局保健所健康企画課	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目　WEST19ビル2階 札幌市保健福祉局保健所健康企画課	事後	事務室の異動による記載変更のため、重要な変更に当たらない
平成31年3月7日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年3月7日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年3月7日	Ⅳ　リスク対策	（なし）	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらない
令和3年11月1日	Ⅰ－4情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供） 番号法第19条第7号　　別表第二　26、56の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第一号のリ、第30条第六号、第44条第一号のリ （情報照会） 番号法第19条第7号　　別表第二　119の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3	（情報提供） 番号法第19条第8号　　別表第二　26、56の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第一号のリ、第30条第六号、第44条第一号のリ （情報照会） 番号法第19条第8号　　別表第二　119の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3	事後	番号法の一部改正に伴う記載変更のため、重要な変更にあたらない。
令和3年11月1日	Ⅰ－8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目　WEST19ビル2階 札幌市保健福祉局保健所健康企画課	〒060-0042 札幌市中央区大通西17丁目　ノワム大通ビル4階 札幌市保健福祉局保健所健康企画課	事後	事務室の異動による記載変更のため、重要な変更に当たらない
令和3年11月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点修正
令和3年11月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点修正